

## 誓 約 書

令和 年 月 日

福知山公立大学学長 殿

団 体 名

代 表

⑨

副 代 表

⑨

当課外活動団体は、下記の事項を誓約します。

## 記

- 1 本学学生の自主的、主体的な運営により活動を行います。また、構成員の生命に危害を及ぼす恐れがないこと、並びに自由な活動及び教育を受ける権利を侵さない範囲で活動を行います。
- 2 営利活動、宗教的活動、反社会的な活動、及び学外団体の支部としての活動を行いません。
- 3 不法行為、及び不正行為を行いません。また、学生団体に関する大学への提出書類に虚偽の記載は行いません。
- 4 飲酒する際は、節度をもって行います。未成年飲酒は決して行いません。  
また、以下の Web ページに記載のある「節度ある適度な飲酒」を心がけ、飲み会主催者・参加者の「5つの責任」（アルハラをなくすこと・吐く人を出さないこと・酔いつぶれた人がいたら、介抱し、保護すること・未成年に飲酒させないこと・車を運転する予定の人に飲酒させないこと）を遵守します。  
<厚生労働省「e-ヘルスネット」>  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>  
<特定非営利活動法人 ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）>  
<https://www.ask.or.jp/article/8720> <https://www.ask.or.jp/article/8711>
- 5 以下の Web ページを参考として Twitter や Facebook 等の SNS（Social Networking Service）の適切な利用に努めます。  
<総務省「インターネットトラブル事例集（2023 年度版）」>  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000872813.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000872813.pdf)
- 6 団体行動をする際には、通行人や一般の方に十分配慮し、マナーを遵守します。
- 7 活動に関連する各種手続きについて、定められた期限を遵守します。
- 8 「福知山公立大学公認サークル・公認学生団体の活動等に関する規程」に則り、団体を運営します。
- 9 本誓約書の内容を構成員に周知します。
- 10 本誓約内容に反した場合は、大学の処分に従います。

以上